

パターンB

2025年6月30日時点で
製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会に
入会**手続中**の事業所向け

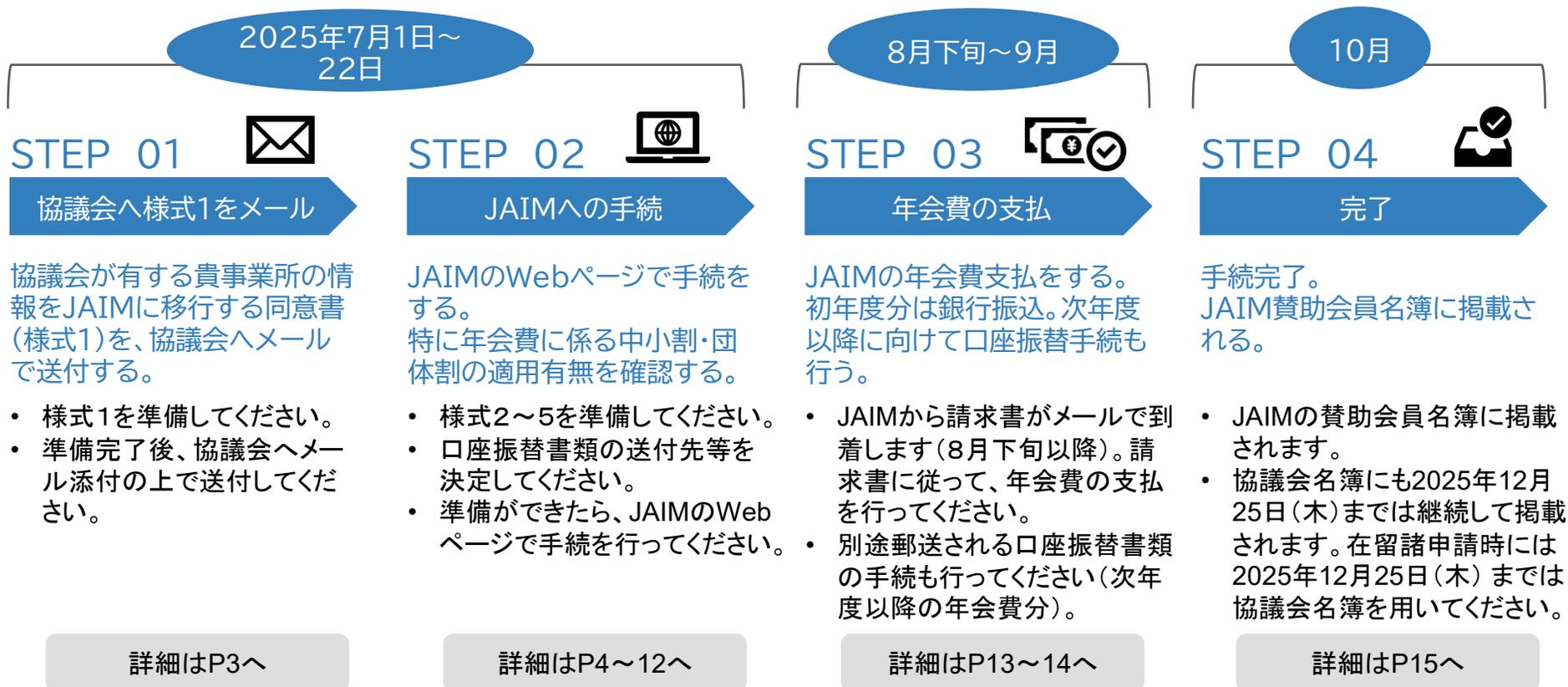
一般社団法人工業製品製造技能 人材機構への入会手続について

2025年6月25日

協議会に申請した貴事業所の審査は継続しています。

- ・ 審査の結果、入会可となれば「協議会名簿」に掲載されます。2025年12月25日までの在留諸申請には協議会名簿を用いてください。
- ・ ただし、協議会名簿を使用できるのは、2025年12月25日までとなりますので、以下のJAIMへの手続も必ず行ってください。

協議会の入会審査の状況に関わらず、JAIMへの以下の手続も必ず行ってください。



目次

1. 具体的な手続	
【STEP 01】 協議会へ様式1をメール	・・・P3
【STEP 02】 JAIMへの手続	・・・P4
【STEP 03】 年会費の支払	・・・P13
【STEP 04】 完了	・・・P15
2. よくある御質問	・・・P16
3. お問い合わせ先	・・・P19
4. (参考) 賛助会員の年会費について(2025年度・2026年度以降)	・・・P20
(参考) 行動規範第8条に定める賃上げの水準・方法について	・・・P22

1. 具体的な手続

【STEP 01】 協議会へ様式1をメール



- 協議会が有している貴事業所の情報(製造品該当性確認書類等)を、JAIMに移行するための手続です。
- 協議会入会審査状況に関わらず、様式1 (リンク)を作成のうえ、協議会宛にメールで送付してください。**

	実施事項	時期
1	<p>様式1を作成し、PDFにしてください。</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"><p>様式1 製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会から一般社団法人工業製品製造技能人材機構への情報移行同意書</p></div>	7月1日(火)～
2	<p>メールで、様式1を添付の上、送信してください。 宛先アドレス、件名、本文は以下の通りです。 ※届出番号が4桁以下の場合は頭に0を追加して5桁にしてください。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 10px;"><p>送信(S) <input type="text" value="宛先(T) sswm_tetsuzuki_jaim@sswm.go.jp"/> <input type="text" value="CC(C)"/> <input type="text" value="件名(U) 【届出番号 XXXXX】様式1の送付について"/></p><p>製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会御中 一般社団法人工業製品製造技能人材機構への情報移行同意書を提出します。</p><p>① 届出番号 (5桁): XXXXX ※届出番号が4桁以下の場合は頭に0を追加して5桁にしてください。 ② 特定技能所属機関名 (企業名・工場名): ○○株式会社 ○○工場 ③ 担当者連絡先 (担当者名・メールアドレス) : ○山○男 aaa@bbb.jp 署名</p></div>	7月1日(火)～ 22日(火)

【メールひな形】

↑こちらをクリックすると左のメールのフォーマットが展開されます。
(展開されない場合は、左図のようにメールを作成してください)

【STEP 02】 JAIMへの手続(1_様式の準備)

- 様式2・様式3・様式4・様式5をダウンロードし、証明書類を作成してください(様式のリンクは[こちら](#))。
- 協議会の入会審査状況に関わらず、以下の手続を行ってください。

	実施事項	時期
1	<p>①様式2・様式3・様式4・様式5をダウンロードしてください</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p>  <p>①特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現にむけた工業製品製造業共通行動規範に係る誓約書</p> <p>様式2 行動規範に係る誓約書</p> <p>②反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書</p> <p>様式3 反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書</p> <p>③生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書</p> <p>様式4 生産性向上や国内人材確保のための取組に係る誓約書</p> <p>(様式5については、P7へ)</p>	7月1日(火)～

【STEP 02】 JAIMへの手続(2_年会費割引の準備)

- 次は、年会費額の確定に係る準備です。
- 年会費には、以下の2種類の割引制度があります。
 - ①中小企業割引
 - ②正会員団体に所属する場合の割引
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	時期
2	<p>年会費の割引(中小企業割引・正会員団体に所属する場合の割引)を希望する場合は、それぞれの証跡を準備し、PDFにしてください。 割引を希望しない場合は不要です。</p> <p>①中小企業割引を希望する場合 →P6・7参照 ②正会員団体に所属する場合の割引を希望する場合 →P8参照</p> <p>※2025年度の年会費(年額)は、右表のとおりです。 (2025年度の年会費の半額と、 会費請求通知日が属する月の月割額のうち より安価な額を納付いただきます。 2026年度以降の年会費の詳細は、 賛助会員会費規程を御覧下さい。)</p>	7月1日(火) ~

2025年度の 年会費	正会員団体に所属する場合	正会員団体に未所属の場合
中小企業	30,000円 又は 60,000円の月割額の安い方	31,500円 又は 63,000円の月割額の安い方
大企業	40,000円 又は 80,000円の月割額の安い方	41,500円 又は 83,000円の月割額の安い方

【STEP 02】 JAIMへの手続(2_年会費割引の準備)

- 「①中小企業割引」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	時期
2 (しゅ) (ぎ)	<p>①中小企業割引(中小割) 中小企業の割引適用を希望する場合は、中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」(製造業)(リンク)に照らし、資本金を証明する資料(証明方法1)、従業員数を証明する資料(証明方法2)の、<u>いずれか</u>を選択し、資料を準備してください。</p> <p>証明方法1: 資本金を証明する場合 →P7(上)へ</p> <p>証明方法2: 人数を証明する場合 →P7(下)へ</p>	7月1日(火) ～

実施事項

時期

2
(ま)
(き)

【①中小企業割引(中小割) 証明方法1】 ……資本金を証明する
 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社であることを証明するために
 以下の書類のいずれか1つを提出してください。

提出書類名(いずれか1つ)	備考
履歴事項全部証明書 (商業登記簿謄本)	発行日より3か月以内のもの
決算書	直近のもので決算期、資本金の額がわかるもの 表紙に法人名の記載があり特定できるもの

7月1日(火)
~

【②中小企業割引(中小割) 証明方法2】 ……人数を証明する
 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であることを証明する
 ために、**様式5** と、下の書類(1つ)を準備してください。
 (上記のPDFは1つのファイルにまとめてください)

様式5 従業員数証明書

+

提出書類名(いずれか1つ)	備考
労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書(写)	直近で省庁提出済の写し
給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(写)	

※個人事業主の証明方法は、②のみとなります。

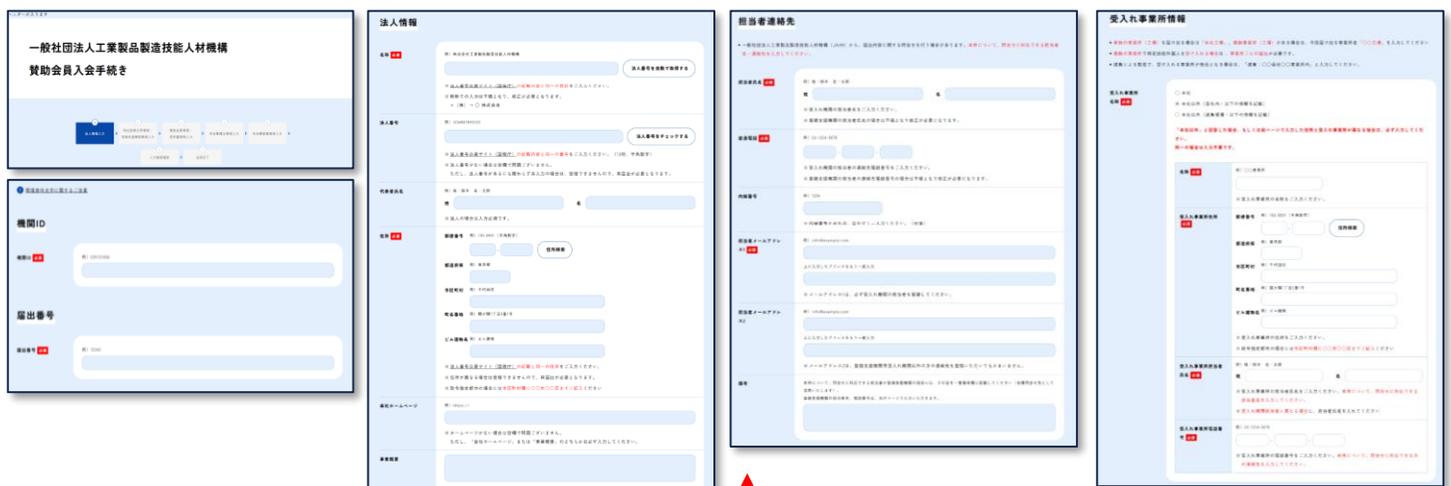
【STEP 02】 JAIMへの手続(2_年会費割引の準備)

- 「②正会員団体に所属する場合の割引」については、次のとおりです。
- 割引の対象となる事業所で、割引を希望する場合は、証跡を準備してください。

	実施事項	時期
2 (キジュ)	<p><u>②正会員団体に所属する場合の割引(団体割)</u></p> <p>JAIMの正会員の製造業団体に加入している法人・事業所で、年会費割引を希望する場合は、Web上で加入している団体名を選択してください。</p> <p>団体名を選択すると、加入している団体によっては、証明書をPDFで提出していただきます。PDFの提出が不要な団体もあります。 (所属している団体にお問合せ下さい。)</p>	7月1日(火) ～

【STEP 02】 JAIMへの手続(3_入力・アップロード)

• **様式2・3・4、年会費割引の資料**の準備が終わったら、Webページ([リンク](#))で手続してください。

	実施事項	時期
3	<p>はじめに貴事業所の基本情報を入力してください。(Webページの画面イメージ)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="238 506 569 549">【機関ID・届出番号】</div> <div data-bbox="611 506 942 549">【法人情報】</div> <div data-bbox="963 506 1295 549">【担当者連絡先】</div> <div data-bbox="1336 506 1667 549">【受入れ事業所情報】</div> </div>  <p>①貴事業所の基本情報を入力する</p> <p>②「ファイルを選択」から、「様式1」を再度アップロードする (STEP01で協議会へメール送付したものと同じもの)</p>	<p>7月1日(火) ~22日(火)</p>

【STEP 02】 JAIMへの手続(3_入力・アップロード)

• **様式2・3・4、年会費割引の資料**のアップロード、規程等の確認✓をしてください。

	実施事項	時期
3 (お申し込み)	<p>「様式2・3・4」のアップロードと、「規程類」の確認✓をしてください。 (Webページの画面イメージ)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>各種誓約</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた 工業製品製造業共通行動規範に係る誓約書</p> <p style="font-size: small;">賛助会員入会手続きにあたり、特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範を遵守することを誓約し、ここに誓約書を出します。 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範に係る誓約書</p> <p style="text-align: left;">ファイルを選択 </p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約書</p> <p style="font-size: small;">賛助会員入会手続きにあたり、反社会的勢力でないことの表明・確約に係る誓約内容を確認し、ここに誓約書を出します。</p> <p style="text-align: left;">ファイルを選択 </p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書</p> <p style="font-size: small;">賛助会員入会手続きにあたり、生産性向上及び国内人材確保のための取組を実施することを誓約し、ここに誓約書を出します。 生産性向上及び国内人材確保のための取組に係る誓約書</p> <p style="text-align: left;">ファイルを選択 </p> </div> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>規程類の確認</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">賛助会員入退会規程</p> <p style="font-size: small;">賛助会員入退会規程</p> <p><input type="checkbox"/> 賛助会員入会手続きにあたり、賛助会員入退会規程を確認しました </p> </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">賛助会員会費規程</p> <p style="font-size: small;">賛助会員会費規程</p> <p><input type="checkbox"/> 賛助会員入会手続きにあたり、賛助会員会費規程を確認しました </p> </div> </div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>様式2 ①「ファイルを選択」から、それぞれの様式をアップロードする</p> <p>様式3</p> <p>様式4</p> <p>②規程を確認し、□に✓をいれる</p> </div>	<p>7月1日(火) ~22日(火)</p>

【STEP 02】 JAIMへの手続(3_入力・アップロード)

	実施事項	時期
3 (お申し込み)	<p>年会費の確定ステップとなりますので、「中小企業割引」の選択・「正会員団体に所属する場合の割引適用」の選択をし、希望する場合はそれぞれ資料をアップロードしてください。</p> <p>(Webページの画面イメージ)</p> <div data-bbox="211 522 1172 1196"><p>The screenshot shows two sections of the form. The first section, '中小企業割引の選択', has two radio buttons: '中小企業の割引適用を希望する (証跡を提出する)' (selected) and '中小企業の割引適用を希望しない'. Below it is a 'ファイルを選択' button with a red '必須' label. The second section, '正会員団体に所属する場合の割引適用', has two radio buttons: '正会員団体に所属しており割引適用を希望する (証跡を提出する)' (selected) and '正会員団体所属の割引適用を希望しない'. Below it are input fields for '加入している団体名' (with a red '必須' label and a search button '加入団体名を選択') and '団体名'. At the bottom is another 'ファイルを選択' button with a red '必須' label. Five callout boxes with dashed borders point to these elements: 1 points to the first radio button, 2 points to the 'ファイルを選択' button, 3 points to the second radio button, 4 points to the search button, and 5 points to the bottom 'ファイルを選択' button.</p></div>	7月1日(火) ～22日(火)

「希望しない」を選択した場合は、「ファイルを選択」ボタンは出現せず、先に進めます。

【STEP 02】 JAIMへの手続(4_送付先登録)

- **協議会への入会審査の状況に関わらず**、以下の手続を行ってください。
- 年会費の支払手続のための登録を行います。
- 支払方法は、初年度(2025年度)のみ銀行振込、次年度(2026年度)以降は口座振替となります。
- 口座振替書類の郵送先や、請求書のメール送付先等を入力してください。

	実施事項	時期
4	<p>口座振替書類を事務局より郵送しますので、送付先情報を入力してください。</p> <ul style="list-style-type: none">• 担当者氏名• 部署名• 住所• メールアドレス• 電話番号 <p>(Webページの画面イメージ)</p>	7月1日(火) ~22日(火)
	<p>年会費の請求書送付先の情報も入力してください。 (請求書はメールにてPDFでの送付となります。郵送は行いません。)</p>	

口座振替書送付先

担当者氏名 (姓・姓末・名) 太郎
姓 名

部署名 (部署) セールスマネージャー
セイ メイ

部署名

住所

郵便番号 例) 100-8901 (半角数字)

郵便府県 例) 東京都

市区町村 例) 千代田区

町名番地 例) 霞が関1丁目1番

ビル建物名 例) ビル建物

メールアドレス 例) info@example.com

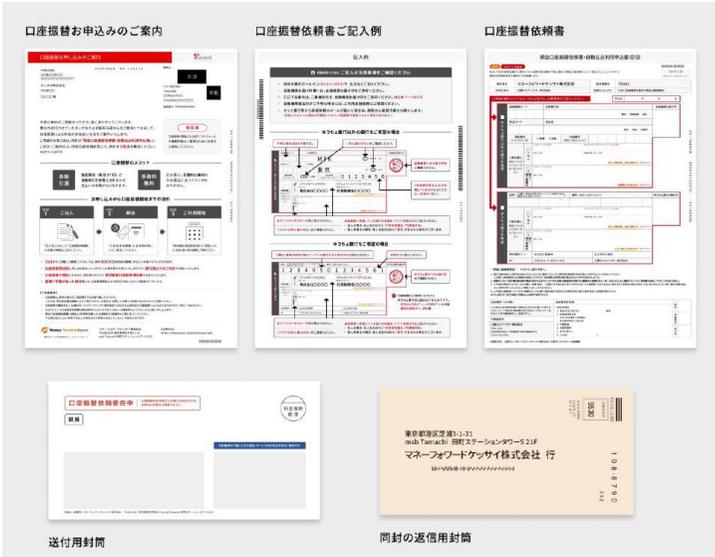
【STEP 03】 年会費の支払(1_初年度分)

- 請求書を受け取ったら、年会費の支払手続きを行ってください。
- 年会費の支払は、初年度(2025年度)のみ銀行振込となります。
- 振込手数料は、賛助会員の御負担となります。

	実施事項	時期
1	<p>前頁にて登録した請求書送付先に、事務局からメールにて初年度(2025年度)分の請求書(PDF)を御案内します。</p> <p>指定の期日までに、指定口座に銀行振込を行ってください。</p> <p style="text-align: right;">(請求書イメージ)</p>  <p>※紙の請求書の郵送は行いません。</p>	8月下旬以降順次

【STEP 03】 年会費の支払(2_翌年度(口座振替))

- 口座振替の手続書類が、後日郵送されますので、必ず受け取って記入・押印・返送をお願いします。

	実施事項	時期
<p>2 登録した口座振替書類送付先に、会費徴収を委託している事業者より、口座振替依頼書一式が郵送されます。</p> <p>(委託先： マネーフォワードケッサイ株式会社)</p> <p>1か月以内に同封の返信用封筒にて返送してください。 返送後、金融機関との口座振替の手続には通常1～2か月程度かかります。 ※次年度(2026年度)分の年会費から口座振替を行いますので、上記1の初年度(2025年度)分の引落しはされません。</p>	<p>8月下旬以降順次</p> 	

- 手続は完了です。
- お振込後、順次JAIM HP上で賛助会員名簿に掲載されます（年会費の支払をもって名簿に掲載されます）。協議会名簿にも2025年12月25日までは、継続して掲載されます。

注意事項

- 入会手続は、2025年7月1日～22日での御対応をお願いします。
- 賛助会員が本法人の会員でなくなった場合等理由の如何を問わず、一度納付した賛助会費の払戻は行いません。

（参考）2026年度の更新手続について

- 2026年度の賛助会員の資格更新手続については、2026年1月頃に実施予定です。（年会費は2月末までに支払）
- 更新時には、次の手続をお願いする予定です。（詳細は改めて御案内します）
 - ①生産性向上及び国内人材確保の取組（賃上げ等）の証跡の提出（P20参照）
 - ②会費割引（中小企業割引・正会員団体割引）の最新証跡の提出

2. よくある御質問(1)

Q1 特定技能外国人を雇う事業所は、必ずJAIMへの入会が必要なのですか？

A1 そのとおりです。

Q2 JAIMへの入会は、事業所(工場)単位ですか？法人単位ですか？

A2 事業所(工場)単位です。ただし、会費額の決定に係る部分のみ法人単位の規模を確認します。

Q3 協議会とJAIMの両方に入会しなければいけないのですか？

A3 JAIMの入会は必須です。また既に協議会へ提出されている入会申請は、協議会事務局が並行して対応します。

2. よくある御質問(2)

Q4 入管庁への在留諸申請時には、なにを提出するのですか？

A4 提出する名簿は段階的に変わりますので、以下URLを御確認下さい。
(https://www.sswm.go.jp/assets/files/20250526_Important_Information.pdf)
なお、2025年12月26日以降は、在留諸申請時の提出名簿は、JAIMの賛助会員名簿のみとなります。

Q5 入会後に、外国人材の雇用が無くなった場合に休会することはできますか？

A5 休会制度は設けておりません。
一度入会し、会費をお支払いただきましたら、その後1年毎の会費支払や生産性向上及び国内人材確保のための取組等、賛助会員として定められた条件を満たしていただくことで御継続いただけます。特定技能外国人の雇用予定が無い場合は退会も可能ですが、特定技能外国人を雇用する際には必ずJAIMへの入会が必要となります。ただし入会審査には2～3か月を要する見込みですので、受入れ開始まで許容できるリードタイムが発生する旨、御承知おきください。

2. よくある御質問(3)

Q6 中小企業割引を希望します。証明方法が2パターンありますが、どちらの証明方法が簡単ですか？

A6 各事業所の御事情等によって異なると考えられます。当資料とともに、自社の総務・人事部門の方に相談いただくことをお勧めいたします。

Q7 正会員団体割引を希望します。適用となる業界団体名はどこを確認すればわかりますか？

A7 正会員団体割引の申請画面で、業界団体名を検索することができます。また、JAIM HPから確認することも可能です。

Q8 年会費の支払は、口座振替ではなく銀行振込としたいのですが、可能ですか？

A8 賛助会員会費規程により、口座振替とさせていただいています。御理解・御協力をお願いいたします。

3. お問い合わせ先

一般社団法人工業製品製造技能人材機構 相談窓口

(7月1日(火)開設予定)

電話番号 03-6838-0077
対応日時 10時00分～17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)
メールアドレス seizou_tokuteiginou_soudanmadoguchi@jaim-skill.or.jp

※メールでお問合せの際には、必ず以下の項目・内容をご記載ください。

【件名】JAIMに関する問合せ

- ①企業名
- ②住所
- ③電話番号
- ④氏名(ふりがな)
- ⑤問合せ内容

4. (参考) 賛助会員の年会費(2025年度)

令和7年度における賛助会員会費の金額について

一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」という。）の賛助会員が負担する令和7年度の年会費は、以下に該当する者については、賛助会員会費規程（2025年5月27日理事会決議）別表によらず、本理事会決議別表のとおりとする。

- 本法人が賛助会員の入会受付を初めて開始した日時点で、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第二条第一項第三号に定める構成員である者
- 本法人が賛助会員の入会受付を初めて開始した日時点で、製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会運営要領第二条第一項第三号に定める構成員でなく、かつ、本年9月末までに本法人の賛助会員としての加入が認められた者

別 表

年会費（年額）

	①正会員団体に所属する場合	②正会員団体に未所属の場合
中小企業	30,000円	31,500円
大企業	40,000円	41,500円

4. (参考)賛助会員の年会費(2026年度以降)

年会費(年額)

	①正会員団体に所属する場合	②正会員団体に未所属の場合
中小企業	60,000円	63,000円
大企業	80,000円	83,000円

入会初年度について

①賛助会員が、正会員団体に所属する場合

会費請求通知日が属する月	中小企業	大企業
4月	60,000円	80,000円
5月	55,000円	73,340円
6月	50,000円	66,670円
7月	45,000円	60,000円
8月	40,000円	53,340円
9月	35,000円	46,670円
10月	30,000円	40,000円
11月	25,000円	33,340円
12月	20,000円	26,670円
1月	15,000円	20,000円
2月※	10,000円	13,340円
3月※	5,000円	6,670円

②正会員団体に未所属の場合

会費請求通知日が属する月	中小企業	大企業
4月	63,000円	83,000円
5月	57,750円	76,090円
6月	52,500円	69,170円
7月	47,250円	62,250円
8月	42,000円	55,340円
9月	36,750円	48,420円
10月	31,500円	41,500円
11月	26,250円	34,590円
12月	21,000円	27,670円
1月	15,750円	20,750円
2月※	10,500円	13,840円
3月※	5,250円	6,920円

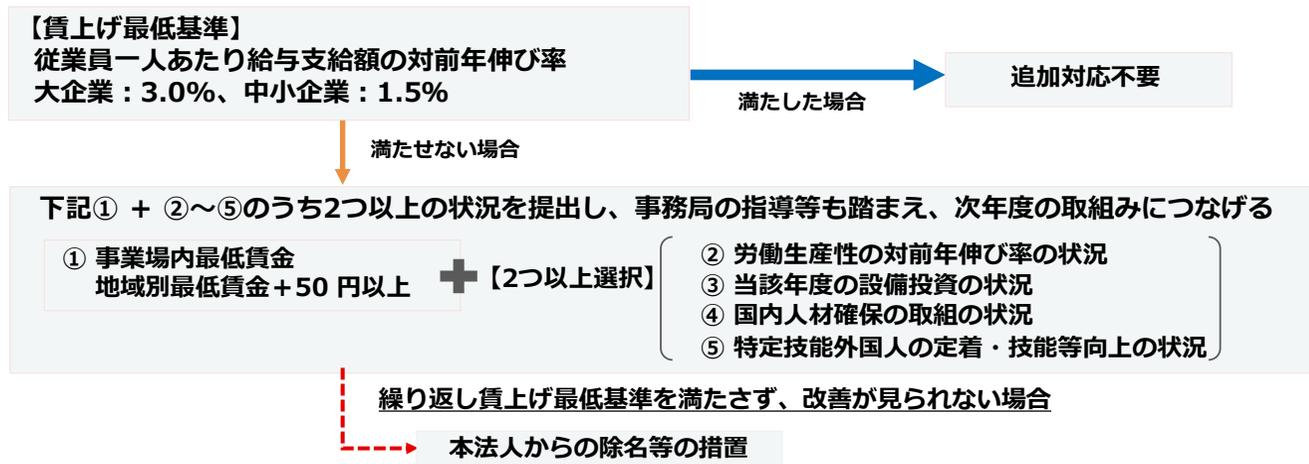
※2月および3月に入会する者は、上記の入会初年度分の年会費とあわせて翌年度分の1年分年会費を合算して支払うものとする。

4. (参考)行動規範第8条に定める賃上げの水準・方法について

- 一般社団法人工業製品製造技能人材機構では、特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範第8条に定める賃上げの水準・方法について、次のとおりとしています。
- 製造業分野特定技能外国人の受入企業(以下「受入企業」という。)においては、従業員一人あたり給与支給額の対前年伸び率について大企業は3.0%以上、中小企業は1.5%以上の水準で引き上げに取り組むこととし、毎年、当該取組にかかる証拠書類を一般社団法人工業製品製造技能人材機構(以下「本法人」とする。)に提出が必要です。
- 受入企業が上記の水準を満たせなかった場合、本法人は、下図に定める対応を受入企業に求めることとします。

生産性向上や国内人材確保の取組に係る確認

※毎年1月頃に証拠書類とともに提出を求める予定



具体的な運用について、2025年9月以降に御案内を予定しております。